

作業部会について

1 設置根拠

吹田市社会福祉審議会規則

(部会)

- 第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属するべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の部会にあっては当該部会を置く専門分科会の会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。
 - 5 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

2 作業部会メンバーの指名が必要な理由

令和4年度において専門分科会委員の改選があったため、改めて作業部会メンバーについても指名を行う必要がある。

3 令和3年度までの作業部会活動内容

計画策定時には作業部会としてアンケート内容や計画案等を検討。計画策定完了後は、計画推進のための具体的な取組に対する意見・提案の場となっている。

【例】障がい福祉分野の魅力発信記事のホームページ掲載内容検討

グループホーム開設の手引きの作成

4 令和4年度以降の活動内容

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定作業に携わるとともに、引き続き計画推進のための具体的な取組に対して意見・提案を行う。